4　日本国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちにアルバニア共和国政府に通告される。

5　日本国政府は、好ましくないと認めるアルバニア共和国の国民に対し、その理由を示すことなく日本国に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

6　日本国政府は、アルバニア共和国政府に対し三十日前に文書による予告を与えることにより、前記の諸措置を終了することができる。

7　前記の諸措置の実施は、在アルバニア共和国日本国大使館がアルバニア共和国欧州・外務省から、ＩＣ公用旅券を所持する日本国の国民のための査証の要件を免除するための国内手続が完了したことを確認する口上書を受領した日の後九十日目の日に開始される。

在アルバニア共和国日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねてアルバニア共和国欧州・外務省に向かって敬意を表する。

二千二十六年五月十九日にティラナで

（アルバニア共和国欧州・外務省から在アルバニア共和国日本国大使館宛ての口上書）

（訳文）

No.7974

口上書

アルバニア共和国欧州・外務省は、在アルバニア共和国日本国大使館に敬意を表するとともに、アルバニア共和国政府が、日本国の公用旅券所持者に対する公用査証の要件の免除に関し、次の措置をとる用意を有することを同大使館に通報する光栄を有する。

1　日本国の国民であって、日本国外務省が発給した有効なＩＣ公用旅券を所持し日本国政府の公用の用務の目的でアルバニア共和国に入国することを希望するもの及びそのようなＩＣ旅券を所持し当該日本国の国民の家族の構成員でその所帯に属するものは、その滞在期間のいかんを問わず、公用査証を取得することなくアルバニア共和国に入国することができる。

2　(1)　日本国外務省が発給した有効なＩＣ公用旅券を所持する日本国の国民であって、1にいう目的以外の目的で継続して九十日を超えない期間滞在する意図をもってアルバニア共和国に入国することを希望するものは、査証を取得することなくアルバニア共和国に入国することができる。

(2)　(1)の査証の要件の免除は、就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもってアルバニア共和国に入国することを希望する日本国の国民には適用されない。

3　1及び2の査証の要件の免除は、アルバニア共和国に入国する日本国の国民に対し、入国、滞在、居住、出国その他の外国人の管理に関するアルバニア共和国の法令に服することを免除するものではない。

4　アルバニア共和国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちに日本国政府に通告される。

5　アルバニア共和国政府は、好ましくないと認める日本国の国民に対し、その理由を示すことなくアルバニア共和国に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

6　アルバニア共和国政府は、日本国政府に対し三十日前に文書による予告を与えることにより、前記の諸措置を終了することができる。

7　前記の諸措置の実施は、在アルバニア共和国日本国大使館がアルバニア共和国欧州・外務省から、ＩＣ公用旅券を所持する日本国の国民のための査証の要件を免除するための国内手続が完了したことを確認する口上書を受領した日の後九十日目の日に開始される。

アルバニア共和国欧州・外務省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在アルバニア共和国日本国大使館に向かって敬意を表する。

二千二十六年五月十九日にティラナで

○外務省告示第二百四十九号

令和八年五月十一日にハバナで、キューバ共和国における病院における再生可能エネルギー機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が日本国政府と国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　病院における再生可能エネルギー機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十億六百万円

3　署名者

日　本　側　中村和人在キューバ大使

国際連合開発計画側　フェルナンド・イラルド・デル・カスティージョ在キューバ事務所代表

令和八年八月三日

外務大臣臨時代理

国務大臣　木原　稔

○外務省告示第二百五十号

令和八年七月九日にウランバートルで、人材育成奨学計画のための贈与等に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与等の限度額　二億八千九百万円

3　贈与等の供与期限　令和十六年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　井川原賢在モンゴル大使

モンゴル側　メンドサイハン・ザグドジャブ大蔵大臣

令和八年八月三日

外務大臣臨時代理

国務大臣　木原　稔

○農林水産省告示第千百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県甲賀市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

甲賀市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県東筑摩郡筑北村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、筑北村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

筑北村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、筑北村（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び筑北村役場に備え置いて縦覧に供する。）